

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 3年 6月29日

群馬県知事 山本 一太 殿

提出者 〒377-0883
住所 群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町160
氏名 池原工業株式会社 代表取締役 池原 純
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0279-68-7111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	池原工業株式会社 東橋工場
事業場の所在地	群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町246
計画期間	令和 3年 4月 1日 ~ 令和 4年 3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：製造業 中分類：窯業・土石製品製造業
②事業の規模	売上高 9億6百万円
③従業員数	18名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

(日本工業規格 A列4番)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

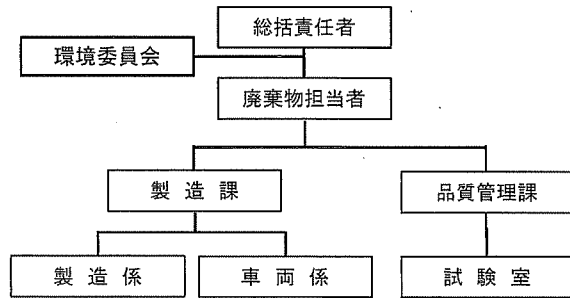
(管理体制図)

- ・総括責任者 東橋工場長
- 1) 産業廃棄物の適正処理推進
- 2) 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認

- ・廃棄物担当者 土木部技術課
- 1) 廃棄物処理計画の検討、作成
- 2) 委託契約に関する管理
- 3) 各担当者へ情報提供、教育、研修
- 4) マニフェストの集計及び保管

- ・各担当者
- 1) 処理業者の調査・選定及び契約
- 2) 監督官庁への各種報告
- 3) マニフェストの発行及び管理

- ・教育、研修
- 1) 群馬県環境資源創生協会主催の講習会に参加
- 2) 産業廃棄物関係の法律の制定・改正等の情報の伝達
- 3) マニフェスト、委託契約書取扱について教育



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	
	排出量	2,156.420 t	t
	(これまでに実施した取組) ・産業廃棄物の適正処理を確保するため、関係法令、その他規則を遵守する ・処分の委託について、処分業者等と適正な委託契約を締結し収集運搬から処分に至るまでをマニフェスト伝票により確認し管理する ・発生原因の調査（製造工程における廃棄物発生抑制） ・納入して不要になり持ち帰った戻り生コンクリートによるエコブロックの製造		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	
	排出量	1,940.000 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・生産にあたり、生産計画及び生産段階において廃棄物抑制のための生産方法や原料の検討を行う ・出荷先へ、戻り生コンクリート・戻りアスコンの発生抑制アピール ・戻りコンクリートを利用したエコブロックの製造（減量対策）		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別なし
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別なし

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和2年度）実績】 なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和2年度）実績】 なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】 なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和2年度）実績】 なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	
	全処理委託量	2,156.420 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.000 t	t
	再生利用業者への処理委託量	2,156.420 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.000 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	1) 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関係法令、その他規則を遵守する 2) 処分の委託について、処分業者と適正な委託契約を締結し、収集運搬から処分に至るまでをマニフェスト伝票により確認し管理する		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	
	全処理委託量	1,940.000 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.000 t	t
	再生利用業者への処理委託量	1,940.000 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.000 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000 t	t
(今後実施する予定の取組) 1) 産廃廃棄物の減量に向け、社内・社外に対する啓蒙を推進する 2) エコブロックの製造個数を増やす			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。